

# 熊本県公報

号外 第 1 3 号  
平成 31 年(2019 年)  
3 月 29 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○熊本県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則……………	(人事課) 1
○熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則……………	( 〃 ) 1
○熊本県熊本駅周辺整備事務所設置規則を廃止する規則……………	( 〃 ) 2
○熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部を改正する規則……………	(都市計画課) 2
○熊本県会計規則の一部を改正する規則……………	(会計課) 3
<b>訓 令</b>	
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令……………	(人事課) 4
○熊本県空港アクセス整備推進室設置規程……………	( 〃 ) 13
○熊本県国際観光推進室設置規程……………	( 〃 ) 14
○熊本県益城復興推進室設置規程……………	( 〃 ) 15
○熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令……………	( 〃 ) 15
○熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令……………	( 〃 ) 20
○熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令……………	( 〃 ) 20
○熊本県公印規程の一部を改正する訓令……………	( 〃 ) 20
○熊本県林業研究指導所処務規程の一部を改正する訓令……………	( 〃 ) 21
○熊本県工事検査規程の一部を改正する訓令……………	( 〃 ) 21
○熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令……………	( 〃 ) 21
○熊本県立農業大学校処務規程の一部を改正する訓令……………	( 〃 ) 22
○熊本県職務育成成品種規程の一部を改正する訓令……………	( 〃 ) 22
○熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令……………	( 〃 ) 22
○熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令……………	( 〃 ) 23
○熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令……………	( 〃 ) 23
○熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令……………	( 〃 ) 23
○熊本県電子署名規程の一部を改正する訓令……………	( 〃 ) 23
○熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令……………	( 〃 ) 24
○熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………	( 〃 ) 24
○熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令……………	( 〃 ) 24
○熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………	(総務厚生課) 25

## 規 則

熊本県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 31 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 31 号

熊本県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の仕事の設置に関する規則(昭和 31 年熊本県規則第 59 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「6 の項又は 7 の項」を「7 の項又は 8 の項」に改める。

別表第 1 本庁の欄中「危機管理監」を「危機管理監  
情報政策審議監」に改め、同表地方出先機関  
の欄中「税務専門員」を「税務専門員  
水産専門員」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 31 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第32号**

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則

熊本県衛生事務に関する委任規則（平成3年熊本県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第5号エ中「第7条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「命じ、及び」を「求め、又は」に改め、「立入検査を」の次に「させ、若しくは質問」を加え、同号中キをケとし、カをクとし、同号オ中「第7条の2」を「第7条の2第1項」に、「旨」を「こと」に改め、同号オの次に次のように加える。

カ 法第7条の2第2項の規定により公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置を命ずること。  
キ 法第7条の2第3項の規定により旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずること。

第1条第1項第24号ク及びケを次のように改める。  
ク 法第21条（法第26条において準用する場合を含む。）の規定により患者を移送すること。

ケ 法第22条第1項（法第26条において準用する場合を含む。）の規定により退院させ、及び法第22条第4項（法第26条において準用する場合を含む。）の規定により確認をすること。

第1条第1項に次の1号を加える。

(29) 健康増進法（平成14年法律第103号。以下この号において「法」という。）及び健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号。以下この号において「改正省令」という。）の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 法第25条の5第2項の規定により喫煙の中止又は喫煙禁止場所からの退出を命ずること。

イ 法第25条の7の規定により必要な指導及び助言をすること。

ウ 法第25条の8第1項の規定により措置をとるべきことを勧告すること。

エ 法第25条の8第3項の規定により措置をとるべきことを命ずること。

オ 法第25条の9第1項の規定により報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせ、若しくは質問させること。

カ 改正省令附則第2条第6項、第7項及び第8項の規定による届出を受理すること。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項に1号を加える改正規定は、平成31年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に効力を有する知事が行った処分その他の行為（改正後の第1条第1項第5号カ及びキ並びに第24号クに掲げる事務（改正前の同号ケに掲げる事務を除く。）に係るものに限る。）は、この規則の施行の日以後においては、熊本県保健所長が行った処分その他の行為とみなす。

熊本県熊本駅周辺整備事務所設置規則を廃止する規則をここに公布する。  
平成31年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第33号**

熊本県熊本駅周辺整備事務所設置規則を廃止する規則

熊本県熊本駅周辺整備事務所設置規則（平成10年熊本県規則第19号）は、廃止する。

附 則  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第34号**

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部を改正する規則

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則（平成30年熊本県規則第28号）の一部を次のように改正する。

別記第9号様式（裏）中「熊本県県央広域本部土木部益城復興事務所工務課」を「熊本県県央広域本部土木部益城復興事務所区画整理工務課」に、「熊本市中央区八王寺町1-20」を「上益城郡益城町大字福原790」に、「096-273-9641」を「096-234-7314」に改める。

附 則  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成31年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第35号**

熊本県会計規則の一部を改正する規則  
熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）の一部を次のように改正する。  
別表第1第1号中「林業研究指導所 熊本駅周辺整備事務所」を「林業研究・研修センター」に改める。  
別表第4知事部局の項中「情報企画課」を「情報政策課」に改める。

別表第7の12の項中 「保険料」 支出決定のと納付を要する 請求書又は仕訳  
き。 額 書及び払込書類

「保険料」	法令等により納付を要する額が定められている経費	支出決定のとき。	納付を要する額	請求書又は仕訳書及び払込書類	
	その他の経費	契約締結のとき。	契約金額	契約書案及び見積書	1件 00 るも

に改める。

の金額が1万円を超えの

別表第7の16の項を次のように改める。

16 原材料費	単価契約により支出する経費	請求のあったとき。	請求のあった額	請求書及び納品書	
	家畜取引法（昭和31年法律第123号）第15条に規定するせり売の方法により売り払われる物件の購入に要する経費	支出決定のとき。	支出しようとする額	計算書	
	その他の経費	契約締結のとき。	契約金額	契約書案、入札書及び予定価格調書	1件の金額が100万円を超えるもの

別表第7の18の項を次のように改める。

18 備品購入費	単価契約により支出する経費	請求のあったとき。	請求のあった額	請求書及び納品書	
	家畜取引法第15条に規定するせり売の方法により売り払われる物件の購入に要する経費	支出決定のとき。	支出しようとする額	計算書	
	その他の経費	契約締結のとき。	契約金額	契約書案、入札書及び予定価格調書	1件の金額が100万円を超えるもの

附 則  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第 3 号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 3 1 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令  
 熊本県庁処務規程（昭和 3 6 年熊本県訓令甲第 2 9 号）の一部を次のように改正する。  
 第 4 条中第 2 4 項を第 2 5 項とし、第 9 項から第 2 3 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 8 項の次に次の 1 項を加える。  
 9 企画振興部に情報政策審議監を置くことができる。  
 第 5 条中第 2 5 項を第 2 6 項とし、第 1 2 項から第 2 4 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同条第 1 1 項中「政策審議監」を「政策調整監」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条中第 1 0 項を第 1 1 項とし、第 9 項を第 1 0 項とし、第 8 項の次に次の 1 項を加える。  
 9 情報政策審議監は、上司の命を受け、情報政策に関する特命事項を処理する。  
 第 1 5 条に次の 1 項を加える。  
 6 第 3 項の規定にかかわらず、第 1 項及び第 2 項の場合において、情報政策課の所掌に係る事務の企画振興部長専決事項について、政策審議監又は部内局長が不在であるとき又は置かれていないときは、情報政策審議監がその事項を代決することができる。  
 第 1 5 条の 2 中「前条第 3 項」の次に「及び第 6 項」を加える。  
 別表第 1 企画振興部の項中「情報企画課」を「情報政策課」に改める。  
 別表第 3 の 2 の表総務私学局の部県政情報文書課の款第 1 3 項中「情報公開審査会並びに個人情報保護制度審議会及び個人情報保護審査に改め、同部総務厚生課の款第 1 0 項を次のように改める。」

<p>1 0 職員（選挙管理委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、有明海区漁業調整委員会及び天草不知火海区漁業調整委員会並びに教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員を含む。）の児童手当に関すること。</p>				<p>1 児童手当の認定に関すること。        2 児童手当の支給に関すること（委員及び事務局長及び学校教員を除く。）        3 児童手当の徴収に関すること（委員会及び事務局の事務員を除く。）        4 児童手当の現況に関すること。        5 児童手当の支給状況に係る報告</p>		
---	--	--	--	---	--	--

				関すること（教育委員会、事務局及び学校以外の教育機関の職員を除く。）。		
--	--	--	--	-------------------------------------	--	--

別表第 3 の 2 の表総務私学局の部総務厚生課の款第 1 1 項中「職員」の次に「（企業局及び病院局並びに選挙管理委員会及び病院長専決事項の欄第 2 号を次のように改める。）」を加え、同表第 3 の 3 の表交通政策・情報局の部交通政策課の款第 1 0 項を第 1 1 項とし、第 9 項の次に次の 1 項を加える。

1 0 空港アクセス整備推進室に関すること。						
(1) 熊本空港への交通の利便性を高める鉄道の整備及び運行に係る取組の調整及び推進に関すること。						

別表第 3 の 3 の表交通政策・情報局の部情報企画課の款中「情報企画課」を「情報政策課」に改める。  
別表第 3 の 4 の表健康福祉政策課の部第 6 項中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例に基づく						
---	--	--	--	--	--	--

施策の企画及び調整に関すること。						
(4) ユニバーサルデザインの推進に関すること。						

別表第3の4の表健康局の部健康づくり推進課の款に次の1項を加える。  
 3 別表第3の4の表健康局の部健康づくり推進課の款に次の1項を加える。  
 中「第29条第2項第1号を削る。」

別表第3の4の表健康局の部健康づくり推進課の款に次の1項を加える。  
 基「第10条第1項第1号を削る。」  
 2 別表第3の4の表健康局の部健康づくり推進課の款に次の1項を加える。  
 部「第10条第1項第1号を削る。」  
 知「第10条第1項第1号を削る。」  
 社「第10条第1項第1号を削る。」  
 業「第10条第1項第1号を削る。」  
 期「第10条第1項第1号を削る。」  
 社「第10条第1項第1号を削る。」  
 障「第10条第1項第1号を削る。」  
 室「第10条第1項第1号を削る。」  
 決「第10条第1項第1号を削る。」  
 事「第10条第1項第1号を削る。」  
 同「第10条第1項第1号を削る。」

12 受動喫煙の防止に関すること。						
-------------------	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の表健康局の部薬務衛生課の款に次の1項を加える。

14 臓器の移植に関すること。						
-----------------	--	--	--	--	--	--

別表第3の5の表環境局の部循環社会推進課の款第4項第1号を削る。  
 号「第14条第1号を削る。」  
 1 別表第3の5の表環境局の部循環社会推進課の款第4項第1号を削る。  
 欄「第14条第1号を削る。」

別表第3の5の表環境局の部循環社会推進課の款第4項第1号を削る。  
 第27号とし、第20号を削る。  
 同「第27号とし、第20号を削る。」

別表第3の5の表環境局の部循環社会推進課の款第4項第1号を削る。  
 第19号とし、第17号を削る。  
 関「第19号とし、第17号を削る。」  
 17号とし、同項同欄第15号を削る。  
 り「第17号とし、同項同欄第15号を削る。」  
 8 同法第12条の7第1項、同条第7項及び同条第9項の規定により2以上の事業者

による産業廃棄物の処理に係る特例の認定及び変更の認定を行うこと並びに変更の届出を受理すること。  
 別表第 3 の 5 の表環境局の部循環社会推進課の款第 5 項部内局長専決事項の欄第 5 号中「及び同条第 9 項」を「、同条第 9 項及び同条第 10 項」に改め、同項課長専決事項の欄第 1 号を次のように改める。  
 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 3 項、第 4 項及び第 5 項の規定による処理施設に係る届出を受理すること及び最終処分場の廃止の確認を行うこと。  
 別表第 3 の 5 の表環境局の部循環社会推進課の款第 5 項部内局長専決事項の欄第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。  
 3 同法第 9 条の 3 第 1 項及び第 8 項並びに第 9 条の 3 の 3 第 1 項の規定による処理施設設置及び変更の届出を受理すること。  
 別表第 3 の 5 の表環境局の部循環社会推進課の款第 6 項部内局長専決事項の欄第 1 2 号を第 1 3 号とし、同項同欄第 1 1 号中「第 3 5 条」を「第 3 5 条第 1 項」に改め、同号を同項同欄第 1 2 号とし、同項同欄第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 3 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項同欄第 2 号中「第 1 6 条第 1 項」を「第 1 2 条第 1 項」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。  
 3 同法第 1 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により代執行及び費用の徴収を行うこと。  
 別表第 3 の 5 の表環境局の部循環社会推進課の款第 6 項課長専決事項の欄第 3 号及び第 4 号を次のように改める。  
 3 同法第 1 1 条の規定により確実かつ適正な処理の実施の確保に関し指導及び助言を行うこと。  
 4 同法第 1 6 条第 2 項の規定による承継の届出を受理すること。  
 別表第 3 の 5 の表環境局の部循環社会推進課の款第 6 項課長専決事項の欄第 5 号中「第 1 7 条」を「第 2 4 条」に、同項同欄第 6 号中「第 1 8 条第 1 項」を「第 2 5 条第 1 項」に、同項同欄第 1 9 号中「規定により第一種フロン類充填回収業者に対し報告の徴収を行うこと」を「規定により第一種フロン類充填回収業者の報告を受理する」に改め、同項同欄第 2 2 号中「関連業者」を「関連業者への」に改め、同号を同項同欄第 2 3 号とし、同項同欄第 2 1 号の次に次の 1 号を加える。  
 2 2 同法第 9 1 条の規定により報告の徴収を行うこと。  
 別表第 3 の 5 の表県民生活局の部くらしの安全推進課の款中第 1 3 項を第 1 4 項とし、第 9 項から第 1 2 項までを 1 号ずつ繰り下げ、第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9	再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）の施行に関すること。					
---	---	--	--	--	--	--

別表第 3 の 6 の表新産業振興局の部産業支援課の款第 3 項課長専決事項の欄第 3 号中「商工業標準化」を「産業標準化」に改め、同部企業立地課の款中第 7 項を削り、第 8 項を第 7 項とし、同表観光経済交流局の部観光物産課の款第 5 項部内局長専決事項の欄第 1 号中「旅行業者代理業」の次に「及び旅行サービス手配業」を加え、同項同欄第 3 号中「旅行業者代理業」を「旅行業者代理業及び旅行サービス手配業者」に改め、同項課長専決事項の欄第 1 号中「旅行業者代理業」の次に「及び旅行サービス手配業」を加え、同部国際課の款第 8 項を次のように改める。

8	国際観光推進室に関すること。 (1) 海外からの旅行者の来訪の促進に関すること。					
---	---	--	--	--	--	--

別表第 3 の 7 の表生産経営局の部農産園芸課の款を次のように改める。

1	強い農業・担い手づくり総合支					
---	----------------	--	--	--	--	--

援対策の総合調整に関すること。						
2 米、麦、大豆の振興に関すること。			1 米、麦、大豆の生産対策に関すること。 2 稲、麦、大豆の種子対策に関すること。 3 米、麦、大豆の奨励品種を改廃すること。			
3 経営所得安定対策等に関すること。						
4 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 1 1 3 号）の施行に関すること。						
5 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に関すること（他課の分掌事務に係るものを除く。）。						
6 農産物検査法（昭和 2 6 年法律第 1 4 4 号）の施行に関すること。						
7 いぐさの振興に関する			1 いぐさの奨励品	1 いぐさ栽培・豊		



ること。			種を選定すること。 2 昼表価格安定対策に関すること。	表加工の技術指針を策定すること。		
8 茶の振興に関すること。		1 お茶の振興に関する法律（平成 23 年法律第 21 号）第 3 条第 1 項の規定により、茶振興計画を策定すること。		1 茶の栽培及び加工に関する技術指針を策定すること。		
9 特用作物の振興に関すること。						
10 蚕糸業の振興に関すること。						
11 果樹の振興に関すること。		1 果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第 2 条の 3 第 1 項の規定により、果樹農業振興計画を策定すること。	1 同法第 3 条第 1 項の規定により、果樹園経営計画を認定すること。 2 果樹の推奨品種の選定をすること。 3 果実の価格安定対策に関すること。			
12 野菜の振興に関すること。		1 野菜振興計画を策定すること。 2 野菜生産出荷安定法（昭和 41 年	1 同法第 8 条及び第 9 条の規定により、野菜生産出荷近代化計画の作成			

		法律第 103 号) 及びその変更をすること。 第 5 条及び第 6 条の規定による野菜の指定産地の指定及び変更に関すること。	2 野菜価格安定対策に関すること。			
13 花きの振興に関すること。		1 花きの振興に関する法律(平成 26 年法律第 102 号) 第 4 条第 1 項の規定により、花き振興計画を策定すること。				

別表第 3 の 7 の表生産経営局の部農地・担い手支援課の款第 3 項中「農村地域工業等導入事業」を「農村地域への産業の導入の促進等」に改め、同項知事決裁事項の欄第 1 号を次のように改める。

1 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和 46 年法律第 112 号) 第 4 条の規定により、基本計画を定めること。

別表第 3 の 7 の表農村振興局の部農村計画課の款第 1 項課長専決事項の欄第 2 号中「就退任」を「就任、退任等」に改める。

別表第 3 の 7 の表農村振興局の部農地整備課の款に次の 1 項を加える。

8 大切畑ダム復興事務所に関すること。						
---------------------	--	--	--	--	--	--

別表第 3 の 7 の表森林局の部森林整備課の款中第 13 項を削り、第 14 項を第 13 項とし、同款第 15 項中「林業研究指導所」を「林業研究・研修センター」に改め、同項を同款第 14 項とし、第 16 項を第 15 項とし、同部森林保全課の款に次の 1 項を加える。

8 森林病虫害等に関すること。						
-----------------	--	--	--	--	--	--

別表第 3 の 7 の表水産局の部水産振興課の款第 5 項部内局長専決事項の欄に次の 1 号を加える。

2 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成 8 年法律第 77 号) に基づく採捕停止命令に関すること。

別表第 3 の 7 の表水産局の部水産振興課の款第 5 項課長専決事項の欄を次のように改める。

1 同法に基づく採捕報告に関すること。
---------------------

別表第 3 の 8 の表用地対策課の部に次の 1 項を加える。

7 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法		1 同法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定によ	1 同法第 6 条の規定により、立入りを許可す	1 同法第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定によ		
----------------------------	--	-----------------------------	-------------------------	-----------------------------	--	--

<p>(平成 3 0 年法律第 4 9 号)に 関 する こと。</p>		<p>り、裁定 申請を却 下するこ と。 2 同法第 1 3 条第 1 項の規 定により 、特定所 有者不明 土地の土 地使用权 等の取得 について 裁定をす ること。 3 同法第 1 9 条第 3 項の規 定により 、特定所 有者不明 土地の土 地等使用 権の存続 期間の延 長について 裁定す ること。 4 同法第 2 3 条第 1 項の規 定により 、裁定を 取り消す こと。 5 同法第 2 9 条第 1 項及び 第 2 項並 びに第 3 7 条第 2 項の規 定により、 裁定申請 を却下す ること。 6 同法第 3 2 条第 1 項及び 第 3 7 条 第 3 項の 規定によ</p>	<p>ること。 2 同法第 7 条第 1 項及び第 3 項の規 定により 、障害物 の伐採等 を許可す ること。 3 同法第 1 1 条第 1 項の規 定により 、裁定申 請事業に 係る要件 該当性を 確認する こと。 4 同法第 2 2 条第 1 項の規 定によ り、土地 使用权等 の譲渡に ついて承 認するこ と。 5 同法第 2 5 条第 1 項及び 第 2 項の 規定によ り、使用 権設定土 地の原状 回復を命 じるこ と。 6 同法第 2 6 条第 1 項の規 定により 、使用权 者に対し 報告させ 、立入、 検査及び 質問をす ること。 7 同法第</p>	<p>り、関 係市町村 長及び関 係行政機 関に意見 を聴くこ と。 2 同法第 1 1 条第 4 項の規 定により 、裁定申 請があっ た旨等を 公告し、 裁定申請 書等を縦 覧に供す ること。 3 同法第 1 1 条第 5 項の規 定により 、裁定申 請があっ た旨を確 知所有者 等へ通知 すること 。 4 同法第 1 3 条第 4 項の規 定により 、収用委 員会の意 見を聴く こと。 5 同法第 1 9 条第 4 項の規 定により 、特定所 有者不明 土地の土 地等使用 権の存続 期間の延 長につい て収用委 員会の意 見を聴く こと。</p>			
--------------------------------------	--	--	---	---	--	--	--

		<p>り、特定所有者不明土地の収用又は使用について裁定すること。</p>	<p>30 条第 1 項及び第 37 条第 2 項の規定により、裁定手続を開始し、同手続の開始の登記を嘱託すること。</p> <p>8 同法第 36 条第 1 項及び第 37 条第 4 項の規定により、立入、調査をすること。</p>	<p>6 同法第 28 条第 1 項及び第 37 条第 2 項の規定により、裁定申請があつた旨等を公告し、裁定申請書等を縦覧に供すること。</p> <p>7 同法第 28 条第 2 項及び第 37 条第 2 項の規定により、裁定申請があつた旨を確知所有者等に通知すること。</p> <p>8 同法第 32 条第 4 項及び第 37 条第 4 項の規定により、収用委員会の意見を聴くこと。</p> <p>9 同法第 39 条第 1 項又は第 2 項の規定により、土地所有者等関連情報を利用又は提供すること。</p>		
<p>別表第 3 の 8 の表道路都市局の部都市計画課の款第 2 項及び第 3 項中「こと」の次に「(益城復興推進室の分掌事務に係るものを除く。)」を加える。 別表第 3 の 8 の表道路都市局の部都市計画課の款第 8 項を次のように改める。</p>						
8	熊本駅周					

辺地域の鉄 道施設の高 架化に係る 事業の調整 及び推進に 関すること。						
---	--	--	--	--	--	--

別表第 3 の 8 の表道路都市局の部都市計画課の款第 1 1 項を次のように改める。

1 1 益城復 興推進室に 関すること 。						
(1) 熊 本都市 計画事 業益城 中央被 災市街 地復興 土地区 画整理 事業、 都市計 画道路 益城中 央線及 び水前 寺秋津 線街路 整備事 業その 他これ らに関 連する 事業に 係る事 業の調 整及び 推進に 関する こと。						

別表第 3 の 9 の表国際スポーツ大会推進課の部第 3 項中「等」を削り、「誘致」の次に「及び聖火リレー等」を加える。

附 則

- 1 この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の 8 の表用地対策課の部第 7 項の規定（課長専決事項の欄第 9 号の規定を除く。）については、平成 31 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。
  - (1) 熊本県熊本駅周辺整備事務所処務規程（平成 10 年熊本県訓令第 21 号）
  - (2) 熊本県鉄道高架推進室設置規程（平成 21 年熊本県訓令第 44 号）

熊本県訓令第 4 号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県空港アクセス整備推進室設置規程を次のように定める。  
平成 31 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県空港アクセス整備推進室設置規程

- (設置)
- 第1条 熊本空港への交通の利便性を高める鉄道の整備及び運行に向けた取組を推進するため、企画振興部交通政策・情報局交通政策課に空港アクセス整備推進室（以下「室」という。）を置く。
- (分掌事務)
- 第2条 室の分掌事務は、前条に規定する取組の調整及び推進に関することとする。
- (職員)
- 第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。
- 2 室に、課長補佐を置くことができる。
- 3 室に、主幹及び参事を置くことができる。
- (職務)
- 第4条 室長は、企画振興部交通政策・情報局交通政策課長の命を受け、室に係る事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。
- 2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- (専決及び代決)
- 第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第29号）第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、企画振興部交通政策・情報局交通政策課長が専決する。
- 2 前項の課長専決事項について、企画振興部交通政策・情報局交通政策課長が不在のときは、室長が代決することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ企画振興部交通政策・情報局交通政策課長が指定した事項については、室長が専決することができる。
- (庶務)
- 第6条 室の庶務は、企画振興部交通政策・情報局交通政策課において行う。
- (雑則)
- 第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- 附 則  
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

#### 熊本県訓令第5号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県国際観光推進室設置規程を次のように定める。  
平成31年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県国際観光推進室設置規程

- (設置)
- 第1条 海外からの旅行者の来訪を促進するため、商工観光労働部観光経済交流局国際課に国際観光推進室（以下「室」という。）を置く。
- (分掌事務)
- 第2条 室の分掌事務は、海外からの旅行者の来訪の促進に関することとする。
- (職員)
- 第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。
- 2 室に、課長補佐を置くことができる。
- 3 室に、主幹及び参事を置くことができる。
- (職務)
- 第4条 室長は、商工観光労働部観光経済交流局国際課長の命を受け、室に係る事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。
- 2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- (専決及び代決)
- 第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第29号）第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、商工観光労働部観光経済交流局国際課長が専決する。
- 2 前項の課長専決事項について、商工観光労働部観光経済交流局国際課長が不在のときは、室長が代決することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ商工観光労働部観光経済交流局国際課長が指定した事項については、室長が専決することができる。
- (庶務)
- 第6条 室の庶務は、商工観光労働部観光経済交流局国際課において行う。
- (雑則)
- 第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- 附 則  
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県訓令第6号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県益城復興推進室設置規程を次のように定める。  
平成31年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県益城復興推進室設置規程  
（設置）

第1条 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業、都市計画道路益城中央線及び水前寺秋津線街路整備事業その他これらに関連する事業を推進するため、土木部道路都市局都市計画課に益城復興推進室（以下「室」という。）を置く。

（分掌事務）

第2条 室の分掌事務は、前条に規定する事業の調整及び推進に関することとする。

（職員）

第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に、課長補佐を置くことができる。

3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

（職務）

第4条 室長は、土木部道路都市局都市計画課長の命を受け、室に係る事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

（専決及び代決）

第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令第29号）第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、土木部道路都市局都市計画課長が専決する。

2 前項の課長専決事項について、土木部道路都市局都市計画課長が不在のときは、室長が代決することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ土木部道路都市局都市計画課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

（庶務）

第6条 室の庶務は、土木部道路都市局都市計画課において行う。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県訓令第7号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成31年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令

熊本県広域本部処務規程（平成25年熊本県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この号において「法」という。）

の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項

ア 法第18条第16項の規定による土地改良区役員の就任、退任等の届出に関する

こと。  
イ 法第39条第5項の規定により土地改良区の理事が行う地方税の滞納処分の例による処分の認可に関する

こと。  
ウ 法第89条の2第2項において準用する法第52条第6項の規定により換地計画

権利者会議を招集すること。  
エ 法第89条の2第6項の規定により従前の土地に代わるべき一時利用地を指定し、

又は従前の土地について使用し、及び収益することを停止させること。

(6) 土地改良区等に係る諸証明に関すること。

(7) 株式会社日本政策金融公庫の調査委嘱規則（農林）（平成20年農林（営）3）

第2条の規定による農業基盤整備資金及び担い手育成農地集積資金貸付対象事業調査

の作成（地方農政局長との協議を必要とするものを除く。）に関する

こと。  
第10条第4項第2号ア中「第6条の2第11項」を「第6条の2第6項」に改め、同

号イ中「第7条の6及び第18条」を「第7条の6第1項ただし書及び第18条第24項

ただし書」に、「仮使用承認」を「仮使用認定」に改め、同号ス中「認定をすること」を

「認定に関する」に改め、同号セを同号シとし、同号シ中「認定をすること」を「認





	<p>5 都市計画に関すること（景観建築課に係るものを除く。）。</p> <p>6 地域振興局の維持管理調整課及び土木事務所の技術管理課が行う業務に係る連絡調整に関すること（県央広域本部の技術管理課が行う業務に関連するものに限る。）。</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、本庁土木部の分掌事務に係る事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p>
景観建築課	<p>1 開発行為等の規制に関すること。</p> <p>2 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関すること。</p> <p>3 路外駐車場に関すること。</p> <p>4 景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和 39 年熊本県規則第 56 号）別表第 6 の 1 共通基準（5）及び（6）に掲げる事項に係る審査及び指導に関すること。</p> <p>5 建築士に関すること。</p> <p>6 建築に関すること。</p> <p>7 優良宅地及び住宅の認定に関すること。</p> <p>8 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関すること。</p> <p>9 公営住宅等の中間検査に関すること。</p> <p>10 宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事の規制に関すること。</p> <p>11 営繕に関すること。</p> <p>12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の施行に関すること。</p> <p>13 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に該当する建設工事をいう。）に関すること。</p>
用地課	<p>1 用地の取得及び地上物件等の補償に関すること（平成 28 年熊本地震に起因する街路事業及び区画整理事業に係るものを除く。）。</p> <p>2 地域振興局の用地課が行う業務に係る連絡調整に関すること。</p>
工務管理課	<p>1 建設工事（河川、港湾、砂防、都市公園（万日山緑地公園を除く。）、熊本北部流域下水道並びに公共土木施設（道路を除く。）の維持補修及び防災対策事業に係る建設工事に限る。次号及び第 3 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること（熊本市の区域に係るものに限る。）。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札（落札者決定基準に係るものに限る。）に関すること（熊本市の区域に係るものに限る。）。</p> <p>3 建設工事の受託施行に関すること（熊本市の区域に係るものに限る。）。</p> <p>4 熊本北部流域下水道及び関連公共下水道に係る連絡調整に関すること（熊本市の区域に係るものに限る。）。</p> <p>5 河川敷、海岸保全区域、一般公共海岸区域、港湾区域、港湾隣接地域（港湾施設を除く。）及び一般海域の占使用に関すること（港管理事務所の所管区域に係るものを除くものとし、熊本市の区域に係るものに限る。）。</p>

- る。 ) 。
- 6 河川敷、海岸保全区域、港湾区域、港湾隣接地域及び一般公共海岸区域の生産物（土石等を含む。）の採取に関する事（港管理事務所の所管区域に係るものを除くものとし、熊本市の区域に係るものに限る。 ) 。
- 7 国土交通大臣の管理する河川及び熊本市が河川法第 9 条第 5 項又は第 1 0 条第 2 項の規定に基づき管理する河川の土石採取料、土地占用料及び河川産出物採取料の徴収に関する事（熊本市の区域に係るものに限る。 ) 。
- 8 河川、海岸、港湾、砂防設備、河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に関する事（港管理事務所の所管区域に係るものを除くものとし、熊本市の区域に係るものに限る。 ) 。
- 9 港湾施設の使用に関する事（港管理事務所の所管港湾施設に係るものを除くものとし、熊本市の区域に係るものに限る。 ) 。
- 1 0 港湾法第 3 8 条の 2 の規定による臨港地区内における行為の届出等に関する事（熊本市の区域に係るものに限る。 ) 。
- 1 1 都市公園（万日山緑地公園を除く。 ) の管理に関する事（熊本市の区域に係るものに限る。 ) 。
- 1 2 河川法第 2 0 条及び海岸法第 1 3 条の規定による承認に関する事（熊本市の区域に係るものに限る。 ) 。
- 1 3 国家賠償法（昭和 2 2 年法律第 1 2 5 号）第 2 条の規定による損害賠償責任に関する事（熊本市の区域に係るものに限る。 ) 。
- 1 4 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の管理に関する事（熊本市の区域に係るものに限る。 ) 。
- 1 5 河川、水路敷等と民地との境界確定に関する事（熊本市の区域に係るものに限る。 ) 。
- 1 6 水防に関する事（熊本市の区域に係るものに限る。 ) 。
- 1 7 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項に定める土砂災害警戒区域及び同法第 8 条第 1 項に定める土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。 ) の指定のための基礎調査等に関する事（宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。 ) 。
- 1 8 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等に関する事（宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。 ) 。
- 1 9 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定による土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可（同法第 1 7 条第 1 項の規定による特定開発行為の変更の許可を含む。 ) に関する事（宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。 ) 。
- 2 0 建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事を除く。以下次号から第 2 2 号までにおいて同じ。 ) の計画調整、調査、設計及び監督に関する事（熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。 ) 。

		<p>2 1 建設工事の総合評価方式による入札（落札者決定基準に係るものに限る。）に関する事（熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。）。</p> <p>2 2 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関する事（熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。）。</p> <p>2 3 建設工事の受託施行に関する事（熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。）。</p> <p>2 4 地域振興局の維持管理調整課及び工務課が行う業務に係る連絡調整に関する事（県央広域本部の工務管理課が行う業務に関連することに限る。）。</p>
	<p>災害復興課</p>	<p>1 建設工事（平成 28 年熊本地震に起因する災害復旧事業に係る建設工事に限る。次号及び第 3 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関する事（宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。）。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札（落札者決定基準に係るものに限る。）に関する事（宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。）。</p> <p>3 建設工事の受託施行に関する事（宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。）。</p> <p>4 地域振興局の工務課及び維持管理調整課が行う業務に係る連絡調整に関する事（県央広域本部の災害復興課が行う業務に関連するものに限る。）。</p>
<p>益城復興事務所</p>	<p>街路用地課</p>	<p>用地の取得及び地上物件等の補償に関する事（平成 28 年熊本地震に起因する街路事業に係るものに限る。）。</p>
	<p>区画整理用地課</p>	<p>用地の取得及び地上物件等の補償に関する事（平成 28 年熊本地震に起因する区画整理事業に係るものに限る。）。</p>
	<p>街路工務課</p>	<p>1 建設工事（平成 28 年熊本地震に起因する街路事業に係る建設工事に限る。次号及び第 3 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関する事。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札（落札者決定基準に係るものに限る。）に関する事。</p> <p>3 建設工事の受託施行に関する事。</p> <p>4 地域振興局の工務課及び維持管理調整課が行う業務に係る連絡調整に関する事（県央広域本部土木部益城復興事務所街路工務課が行う業務に関連するものに限る。）。</p>
	<p>区画整理工務課</p>	<p>1 建設工事（平成 28 年熊本地震に起因する区画整理事業に係る建設工事に限る。次号及び第 3 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関する事。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札（落札者決定基準に係るものに限る。）に関する事。</p> <p>3 建設工事の受託施行に関する事。</p> <p>4 地域振興局の工務課及び維持管理調整課が行う業務に係る連絡調整に関する事（県央広域本部土木部益城復興事務所区画整理工務課が行う業務に関連するものに限る。）。</p>

別表第4保健福祉環境部の部総務福祉課の項分掌事務の欄中第29号を第30号とし、第28号を第29号とし、第27号の次に次の1号を加える。  
 28 平成28年熊本地震による被災者の住まいの確保対策及び生活再建に関する相談及び支援に関すること。  
 別表第5保健福祉環境部の部福祉課の項分掌事務の欄中第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。  
 21 平成28年熊本地震による被災者の住まいの確保対策及び生活再建に関する相談及び支援に関すること。  
 別表第8土木部の部技術管理課の項分掌事務の欄中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。  
 5 都市計画に関すること（景観建築課に係るものを除く。）。  
 別表第11保健福祉環境部の部福祉課の項分掌事務の欄中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。  
 10 平成28年熊本地震による被災者の住まいの確保対策及び生活再建に関する相談及び支援に関すること。  
 別表第12保健福祉環境部の部総務福祉課の項分掌事務の欄中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。  
 17 平成28年熊本地震による被災者の住まいの確保対策及び生活再建に関する相談及び支援に関すること。  
 別表第13土木部の部技術管理課の項分掌事務の欄中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。  
 5 都市計画に関すること（景観建築課に係るものを除く。）。  
 別表第14保健福祉環境部の部福祉課の項分掌事務の欄中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。  
 10 平成28年熊本地震による被災者の住まいの確保対策及び生活再建に関する相談及び支援に関すること。  
 別表第17土木部の部技術管理課の項分掌事務の欄中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。  
 5 都市計画に関すること。  
 附 則  
 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第10条第4項第2号タ及びチの改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。

熊本県訓令第8号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
 各 地 方 出 先 機 関  
 熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成31年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令  
 熊本県法令審議会規程（昭和27年熊本県訓令第584号）の一部を次のように改正する。  
 第2条第2項中「政策審議監」を「政策調整監」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県訓令第9号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
 各 地 方 出 先 機 関  
 熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成31年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令  
 熊本県保健所処務規程（昭和29年熊本県訓令第33号の2）の一部を次のように改正する。  
 第3条第5項中第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

(22) 受動喫煙の防止に関すること。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県訓令第10号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成31年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公印規程の一部を改正する訓令  
熊本県公印規程（昭和32年熊本県訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1の13の項及び17の項中

「  
県央広域本部熊本農政事務所  
清水が丘学園  
高等技術専門校  
林業研究指導所  
熊本港管理事務所  
熊本駅周辺整備事務所  
」

「  
県央広域本部  
清水が丘学園  
高等技術専門  
林業研究・研  
熊本港管理事  
」

熊本農政事務所

校  
修センター  
務所  
に改める。  
」

附 則  
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県訓令第11号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県林業研究指導所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成31年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県林業研究指導所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県林業研究指導所処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第34号）の一部を次のよう  
に改正する。

題名を次のように改める。

熊本県林業研究・研修センター処務規程  
第1条中「熊本県林業研究指導所」を「熊本県林業研究・研修センター」に、「研究指  
導所」を「センター」に改める。

第2条、第3条第1項及び第3項並びに第6条第2号中「研究指導所」を「センター」  
に改める。

附 則  
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県訓令第12号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成31年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工事検査規程の一部を改正する訓令  
熊本県工事検査規程（昭和43年熊本県訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。  
第11条第1項中「政策審議監」を「政策調整監」に改める。

附 則  
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県訓令第13号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成31年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県食肉衛生検査所処務規程（昭和48年熊本県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「所付」を「主幹、参事及び所付」に改め、同条第6項中「6の項及び7の項」を「7の項及び8の項」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

#### 熊本県訓令第14号

本庁各部（公室・局）課（グループ）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県立農業大学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立農業大学校処務規程の一部を改正する訓令

熊本県立農業大学校処務規程（昭和58年熊本県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第5条研修部の項第3号中「入所」を「受講」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 研修交流館に関する事。

第6条第1項第19号中「入所」を「受講」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

#### 熊本県訓令第15号

本庁各部（公室・局）課（グループ）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県職務育成品種規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職務育成品種規程の一部を改正する訓令

熊本県職務育成品種規程（昭和61年熊本県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「林業研究指導所」を「林業研究・研修センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

#### 熊本県訓令第16号

本庁各部（公室・局）課（グループ）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県福祉総合相談所処務規程（平成元年熊本県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号中「児童相談課」を「児童施設・初動課」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 児童支援課

第3条第5項中「児童相談課」を「児童施設・初動課、児童支援課」に改める。

第5条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「児童相談課」を「児童施設・初動課」に改め、同項第1号中「関すること」の次に「（施設入所中の児童に関する事務に限る。）」を加え、同項第3号及び第4号中「関すること」の次に「（児童虐待通告等の初期対応に係る事務に限る。）」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 児童支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 児童に関する相談、調査及び指導に関する事（児童施設・初動課が所掌する事務を除く。）。

(2) 要保護児童の措置及び一時保護に関する事（児童施設・初動課が所掌する事務を除く。）。

(3) 児童虐待に関する相談、調査及び指導に関する事（児童施設・初動課が所掌する事務を除く。）。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県訓令第17号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成31年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫  
熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県水産研究センター処務規程（平成2年熊本県訓令第23号）の一部を次のように  
改正する。  
第3条第4項中「研究主幹」の次に「、水産専門員」を加える。  
第4条第5項及び第6項を次のように改める。  
5 首席研究主幹は、上司の命を受け、研究に関する特命の事務を処理する。  
6 主幹は、上司の命を受け、特命の担当事務を処理する。  
第4条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。  
8 水産専門員は、上司の命を受け、特命事項を処理する。

附 則  
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県訓令第18号  
熊本県公営企業管理規程第3号  
熊本県教育委員会訓令第9号  
熊本県警察本部訓令第7号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関  
企 業 管 理 規 程  
教 育 委 員 会  
警 察 本 部  
熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成31年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫  
熊本県教育長 宮尾千加子  
熊本県警察本部長 小山巖  
熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令  
熊本県災害警戒本部規程（平成10年熊本県訓令第23号、平成10年熊本県公営企業  
管理規程第6号、平成10年熊本県教育委員会訓令第4号、平成10年熊本県警察本部訓  
令第5号）の一部を次のように改正する。  
第4条第4項中「政策審議監」を「政策調整監」に改める。

附 則  
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県訓令第19号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令を  
次のように定める。  
平成31年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫  
熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓  
令  
熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（平成10年熊本県訓令  
第26号）の一部を次のように改正する。  
第7条中「情報企画課長」を「情報政策課長」に改める。

附 則  
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県訓令第20号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成31年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫  
熊本県電子署名規程の一部を改正する訓令  
熊本県電子署名規程（平成16年熊本県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「政策審議監」を「政策調整監」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県訓令第21号  
熊本県公営企業管理規程第1号  
熊本県病院局管理規程第5号  
熊本県教育委員会訓令第10号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関  
企 業 出 先 機 関  
病 院 局  
教 育 局  
教 育 庁

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成31年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫  
熊本県病院事業管理者 三角浩一  
熊本県教育長 宮尾千加子

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令  
熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程（平成22年熊本県訓令第31号、平成22年熊本県公営企業管理規程第6号、平成22年熊本県病院局管理規程第2号、平成22年熊本県教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。  
別表第2中「知事公室政策調整審議員」を「知事公室政策調整監」に、「教育庁審議員（2人以上あるときは教育長が指定する者）」を「教育庁政策調整審議員」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県訓令第22号  
熊本県公営企業管理規程第2号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関  
企 業 出 先 機 関  
局

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成31年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令  
熊本県行政文書管理規程（平成24年熊本県訓令第9号、平成24年熊本県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。  
第5条第2項中「政策審議監」を「政策調整監」に改める。  
第16条第1項ただし書中「、政策審議監名（知事公室に限る。）」を削る。  
第24条第1項第10号中「政策審議監」を「政策調整監」に改める。  
別表第1の1の項中「情報企画課 情企」を「情報政策課 情政」に改める。  
別表第1の2の項中「災害復興第二課 央土災二」を「災害復興課 央土災」に、「益城復興事務所工務課 央益工」を「益城復興事務所区画整理工務課 央益区工」に、「熊本県林業研究指導所 林研指」を「熊本県林業研究・研修センター 林研」に改め、「熊本県熊本駅周辺整備事務所 駅整」を削る。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県訓令第23号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成31年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令  
熊本県職員服務規程（昭和31年熊本県訓令第1984号の2）の一部を次のように改正する。  
第2条第2号の表中「置く政策審議監」を「置く政策調整監」に改める。  
第9条第1項の表中「25の項」を「26の項」に、「6の項」を「7の項」に、「10の項、11の項又は12の項」を「11の項、12の項又は13の項」に、「表12の項」を「表13の項」に、「16の項」を「17の項」に、「21の項」を「22の項」



に改め、同条第2項中「8の項」を「9の項」に、「16の項」を「17の項」に改め、同条第4項中「20の項」を「21の項」に改め、同条第5項中「6の項」を「7の項」に改め、同条第6項中「24の項」を「25の項」に改める。

別記第2号様式(注)中「12の項から16の項まで」を「6の項及び13の項から17の項まで」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県訓令第24号

本庁各部(公室・局)課(グループ) 各地方出先機関

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成31年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令  
熊本県職員安全衛生管理規程(平成2年熊本県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ中「県央広域本部土木部」の次に「(県央広域本部土木部益城復興事務所を除く。)」を加え、同号中モを削り、メをモとし、マからムまでをミからメまでとし、同号ホ中「林業研究指導所」を「林業研究・研修センター」に改め、同号ホを同号マとし、同号中へをホとし、クからフまでをケからヘまでとし、同号キの次に次のように加える。

ク 県央広域本部土木部益城復興事務所  
第14条第1項中「職務」の次に「で医学に関する専門的知識を必要とするもの」を加え、同項第7号中「医学的措置」を「措置」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 法第66条の8第1項及び第66条の8の2第1項に規定する面接指導並びに法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

(3) 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

別記第1号様式中「職員数 人(男 人・女 人)」を「職員数

人」に、

生年月日	年 月 日
性 別	男 女

を「生年月日 年 月 日(歳)」に改める。

別記第2号様式中「職員数 人(男 人・女 人)」を「職員数

人」に、

生年月日	年 月 日
性 別	男 女

を「生年月日 年 月 日(歳)」に改める。

別記第3号様式中「職員数 人(男 人・女 人)」を「職員数

人」に、

生年月日	年 月 日
生 別	男 女

を「生年月日 年 月 日(歳)」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別記第1号様式から別記第3号様式までの改正規定は、平成31年3月29日から施行する。